

再帰反射表示マーク付き消防用ホースの購入 仕様書

1 総則

この仕様書は、奈良県広域消防組合（以下「発注者」という。）が購入する再帰反射表示マーク付き消防用ホース（以下「消防用ホース」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 納入場所 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

奈良県広域消防組合消防本部警防部警防課消防装備係

3 納入期限 令和 8 年 12 月 25 日

4 数量・種別

消防用ホース	種別	発注数	ホース色	袴色	記入文字
	40 mm	42	白	赤	県広域消防 26

5 仕様

(1) 品名

ア 型式 消防用ホース

・初田製作所(株) ヨコイホース (P r o S T H)

イ オプション

・Kilalito ポジション

※再帰反射の表示マークを付すこと。表示マークにあつては、通水方向と同方向とし、筒先側から 2 m ごとの数字を表示すること。

(2) 寸法

消防用ホース 1 本の長さは 20m とし、口径は消防呼称 40mm とする。

(3) 使用圧

1. 6 MPa (試験圧 3. 2 MPa)

(4) 結合金具

差込式 (町野式) で、アルミ合金製又はこれと同程度の強度及び軽量化がなされているものとし、消防用ホースへの取付けはリング締めとすること。

(5) 保護布 (袴)

ア 保護布の長さは約 30 c m とする。

イ 保護布部分の表側に、金具を下に縦書きし、「県広域消防」及び製造年度をシルクスクリーン印刷、又は熱転写印刷で記入すること。記入文字は、生地 of 布目が見えない程度にインクの盛厚を確保するとともに、記入文字の輪郭に、にじみが発生しない仕上がりとすること。記入文字の色及び大きさは以下のとおり。

・記入文字の色及び字体は、黒色丸ゴシックとする。

・文字の大きさは、4 c m 角以上とし、なるべく大きな印字を行うこと。(詳細については別途協議)

参考図



6 規格等

- (1) 消防用ホースは、次に掲げる法令、その他関係法令に適合すること。
 - ・「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）」
 - ・「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 22 号）」
 - ・「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年総務省令第 23 号）」
 - ・消防用ホースには、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示（消）及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「消防用ホースに対する品質評価試験」に合格した旨の表示（NS）が付されていること。
 - ・消防用ホースと結合金具の装着部には、日本消防検定協会による装着部の認定を受けて「装着部に対する認定試験」に合格した旨の表示（認）が付されていること。
- (2) 消防用ホース及び結合金具は、全般にわたって社内検査がなされ、この仕様書を全て満足させるものでなければならない。

7 検収及び業務の完了

検収は、受注者が立会いのうえ実施し、発注者の検査合格をもって業務の完了とする。

8 支払い条件

業務完了後、発注者が適法な請求書を受理した日から 30 日以内に、受注者が指定する口座に振り込むこととする。

9 保証

- (1) 受注者は、納入後 1 年以内に素材及び材質等の不良による故障、破損が発生した場合には、無償にて修理又は交換を行うこと。ただし、製造業者保証のあるものは除く。また、構造及び製作に関わる技術に起因する不備欠陥については、保証期間後においても、無償にて修理

又は交換を行うこと。

(2) 受注者は購入物品の製造業者保証サービスの窓口となること。

10 その他

(1) 契約において疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

(2) 本業務に係る物品を納入し、検収検査完了までの納入物品の事故及び受注者が行う納入作業による発注者の施設への損害は、すべて受注者の負担とする。

(3) 納入する物品で本仕様書に特に記載がなくとも、物品の調達・納入に伴い、必然的に必要となる一切の費用を含めるものとする。